

商店街の**空き店舗**を 活用しての起業を応援します！

店舗賃貸料補助

店舗賃借料を補助します！

生鮮三品販売店舗

(鮮魚、精肉、青果を主に販売する店舗)

補助期間：**2**年間

店舗賃借料の**2/3**

月額上限1年目：**7**万円

月額上限2年目：**5**万円

その他の店舗

補助期間：**2**年間

店舗賃借料の**1/2**

月額上限1年目：**7**万円

月額上限2年目：**5**万円

※共益費、管理費、更新料、敷金、礼金、その他賃借料以外の経費は除く。
※自己または三親等以内の親族が所有する物件に対する賃借料は対象外。

店舗改修費等補助

店舗改修費等を補助します！

生鮮三品販売店舗

(鮮魚、精肉、青果を主に販売する店舗)

店舗改修費等の**2/3**

上限：**200**万円

その他の店舗

店舗改修費等の**2/3**

上限：**100**万円

※原材料を調達して自らが工事を行った場合の店舗改修費は対象外。
※自己または三親等以内の親族が経営する事業者に外注した店舗改修費は対象外。

中小企業診断士の資格を有する経営アドバイザーによる
アドバイスも無料で受けられます！

採択
件数

後期採用予定 **3** 件 審査あり

※ 商店街のニーズに合った業種の場合、審査上の加点があります。
各商店街でのニーズ業種は北区ホームページを確認ください！

HPはこちら



開店対象期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

申請期限

令和8年11月30日(月)までに北区経営アドバイザーとの経営相談の上、
令和8年12月11日(金)までに申請書をご提出ください。

審査の流れ



※経営相談では、経営アドバイザーとの経営相談にて申請書作成支援を受けていただきます。

申請要件はWebで詳細をご確認ください ▶



商店街空き店舗のお問合せ

北区では、空き店舗活用を推進し、地域商業の活性化を図ることを目的として、以下の区内不動産業団体と「東京都北区における空き店舗活用の推進に関する包括連携協定」を締結しております。

区内商店街の空き店舗をお探しの方は下記の団体に直接お問合せください。

※必ずご希望の条件の空き店舗があるとは限りませんので予めご了承ください。

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部城北支部：03-3827-4171

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第九ブロック 北区住宅店舗担当：03-6845-8240

また、東京都商店街振興組合連合会では、都内商店街の空き店舗に関する情報を発信する
空き店舗ポータルサイト(TOKYO商店街空き店舗ナビ)を運用しています。あわせてご利用ください。▶



ご相談
申請書提出先

北区産業振興課商工係
北区王子1-11-1 北とぴあ11階 TEL:03-5390-1235

頂いた個人情報は、厳重かつ適正な管理のもとに取扱い、本事業の運営、管理に使用するほか北区が実施する募集の連絡・通知及び各種情報提供にのみ使用させていただく場合がございます。また法令が定める場合を除き第三者への提供はいたしません。